



議案第五十六号

笏賀地区農道舗装事業（地区再編農業構造改善事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 農道舗装事業
笏賀地区農道舗装工事
- 二 施行場所 三朝町大字笏賀地内
- 三 事業の概要 農道舗装延長二九五メートル、巾員二・五メートル、アスファルト舗装
- 四 事業費 三、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十八年度